

令和2年第8回臨時会

津別町議会会議録

令和2年第8回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和2年11月19日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年11月26日 午前10時00分

閉会日時 令和2年11月26日 午前11時1分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員		
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 巴 光政 9番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自 11月26日 1日間 至 11月26日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	令和元年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	令和元年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	令和元年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
11	議案	67	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	68	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより、令和 2 年第 8 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
8 番 巴 光 政 君 9 番 佐 藤 久 哉 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して、発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第8回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第7回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、叙勲についてであります。秋の叙勲において、藤原英男様が津別町議会議員として永年にわたり地方自治にご尽力されたご功績により、旭日双光章を受賞され、11月6日に伝達されました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、新型コロナウイルス対策「津別町お買い物割引券」についてであります。9月30日を期限とした第1弾及び第2弾の使用結果は、1,439万7,000円分の発行額に対して、1,323万3,000円分の割引券を回収し、使用率は91.91%となりましたが、この数値からすると2,700万円以上の経済効果があったものと推測されるところです。登録店舗は71軒で、このうち63軒で使用されており、中でもスーパーマーケットや

コンビニエンスストアで多く使用されたところ。コロナ禍の中、家庭支援や経済への影響緩和に一定の効果があつたものと考えているところです。

なお、11月1日より、第3弾のお買い物割引券1人当たり3,000円分の使用が開始されていますが、家庭支援の一助となることを願うとともに、地元消費の一層の拡大を期待するところです。

次に、役場職員の消防団入団についてであります。役場職員のうち、40歳以下の職員を対象として消防団員の募集を行い、説明会に参加したい旨の意思表示があつた4名に対し、11月18日、消防団説明会を開催しました。消防署職員から日頃の消防団活動について説明され、参加した4名全員が入団願いを提出し入団することとなりました。今後は、消防団員としても活躍してくれることを期待しているところです。

次に、新過疎法制定実現総決起大会についてであります。11月20日、東京都において全国の過疎地都市町村長が一堂に会し、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が本年度をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策の充実強化を求める総決起大会が開催されました。

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実現され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところです。大会には、各党の代表者が来賓として出席し、いずれも新過疎法の制定の必要性を強調されたところですが、人口減少基準年の変更により、過疎指定から外れる市町村が出るのが想定されるため、これに対する経過措置等特段の配慮を求める決議が行われたところです。本町においては、引き続き過疎指定が受けられるものと考えております。

次に、北海道産業貢献賞の受賞についてであります。本年度の森林づくり功労者として、津別町字緑町 加賀谷雅治氏が受賞されました。氏は平成10年より、津別地区林業協同組合理事長を務められ、町内の木材産業を牽引するとともに、平成28年からは北海道木材市場協同組合理事長として北海道内外でご活躍されるなど、永年にわたり北海道の林業・木材産業の振興に尽力された功績が認められたものであります。改めて深く敬意を表しますとともに、今後、さらなるご活躍を期待するものであります。

次に、水道の給水停止についてであります。上里地区導水管更新工事に伴う管渠が完成したことから、11月20日にこれを上里浄水場に接続する作業を行い始め、翌21日未明に新導水管へ通水を行いました。すぐに十分な流量を得られないことは承知しており、旧導水管からの通水で補いながら10日間程度の調整期間と考えておりましたが、旧導水管についても必要な流入水量が得られませんでした。原因を解明しながら、給水を継続するため、流量調整により上里浄水場と高台配水池の貯水量を維持しておりましたが、旧導水管が老朽化で破損して漏水していたことが判明、新しくできた導水管については、入り込んだ空気の塊が原因と考え、旧導水管の復旧作業時間とその調査時間、さらに他の場所の破損も考えられることを勘案して、新導水管の空気を取り除く作業を先行することとしました。通水を止めながらの調整により一時的に流水量は増えるものの、予定水量の確保ができず、高台配水池において給水を継続できるだけの水量を維持できないと判断したことから、急遽、11月22日11時30分に給水を停止させていただきました。その間、新導水管の空気抜きの作業が進み、21時過ぎには予定水量が通水でき、夜間に流量調整を行いながら高台配水池の貯水量が確保できたことから、23日7時に高台配水池からの給水を再開しました。

今回の給水停止による断水は、豊永地区及び共和地区の一部を除いた高台配水池から給水している市街地区の約1,300戸に及びました。23日15時ころまでには、おおむね断水が終了しましたが、一部の地域ではその後も水圧が弱く、24日までご不便をおかけする状態が続いてしまいました。

断水の間、給水所の設置にあたりましては、北見市と美幌町から給水車、給水袋の提供と職員の派遣といった人的支援もいただき、また、私有地の利用もさせてもらいながら、町内に5カ所の給水所を設置し、水の配布を行ったところです。

今回の件につきましては、事故原因や事故後の給水体制の進め方、さらに広報の方法等、内部で十分に検証を行い、この経験を今後の教訓といたしたいと存じます。

ご支援、ご協力いただいた関係者各位に厚くお礼申し上げますとともに、町民の皆様方には大変ご迷惑をおかけすることになりましたことを、改めて心からお詫びを申し上げます。

なお、今議会におきまして、条例の改正、契約の締結等の議案を提出いたしますの

で、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 今回の断水について2、3お尋ねしたいと思います。

断水があってから、最初に広報車が走りました。広報車がなかなか聞き取れなかったというようなことがあり、先ほどここに座っていて聞いたら、ある自治会では、各戸に状況を周知するようなお便りを出しているところもあれば、そうでないところもあり、そして最近、何でもホームページというようなことになって、非常に心配されている高齢者の方等もおりました。そういう情報を得る機会を持たない人もいるということで、ひとり暮らしのところに電話をすると、ご近所の力で今回は教えてもらったり、給水したのを持って来ていただいたという、何と云うか今までのご近所づき合いで非常に嬉しかったという声も聞いております。私は「ささえねっと」というのをこの間ずっと見させていただいていたのですが、給水所も次々にできるような状況というのをどのように周知されたのか、見ていると、これからどこどこもできるようになりました、どこどこも出るようになりましたというのも地域ごとなので、その地域の方は役場に行ったり、あるいは公民館に行かなくても緑町にできたとか、共和のほうにできたとか、そうなったのかなというふうに思いますので、これを契機に「ささえねっと」なんかの登録をさらに増やすことと、広報車をせっかく走らせているのだけれども十分でないというようなところの対応、それとやっぱりホームページだけに頼るだけじゃなくテレビ・ラジオ等もありましたが、そういう声もありましたので。

あともう一つ、私は行って見ていなかったのですが、ちょっとコロナのこの時期の中の給水所の混雑というのでしょうか、最近、ほぼみんなマスクをしているから、しているのかなと思ったのですが、ソーシャルディスタンスとか距離とか、そういうようなことがちょっと残念なことと言われましたので、あわせて今後いろんなご検討をされると行政報告にありましたけども、細かな声を拾って、次には万全な体制がと

れるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思いますので、一言お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ご意見、ご指摘ありがとうございます。今回の広報につきまして、特に広報車で中身が聞き取りにくいというのは随分受けたところですが、最初の断水の前に、まず2カ所給水所ができましたので、それについて約3時間ぐらい3台の車で回ったのですが、その後、給水所が増えたところで、また新たに文章を変えて広報車で回ったところですが、それで、広報の仕方、行政報告でも言ったとおり、いろいろ改正することがあるなと感じています。

また議員ご指摘のとおり、ホームページ、ささえねっと、もう一つ実はTwitterでも出しているのですが、この辺の周知は、まだちゃんと周知できていないかなというのがありまして、そういうのも含めて、そういうものを持っている人は、そのところに登録なりフォローをしてもらう形をお願いしたいことを広げていきたいと思えます。

広報車につきましては、できるだけゆっくりとか、大きな声でとかいろいろやったのですが、やっぱりこの時期は寒くなっていますので、その辺を勘案し、考えながら広報の仕方というのをまた考えていきたいと思えます。

ありがとうございました。ご不便をおかけいたしまして大変申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） 十分検討されるということで特になのですが、今日の行政報告の中でも町民の皆さんに大変ご迷惑をかけたということがありますし、ホームページには、そういう文言が見た限りではなかったけども、毎回出されていたささえねっとには、そういうような謝罪というのでしょうか、そんなような面もありましたので、読んだ人はそこまで毎回、毎回入るから、そこまでしなくてもいいのかなと内心想ったのですけども、やはりご不便をおかけしたというようなことが何らかの形でわかったほうがよりいいのかなということと、コロナにすごく敏感な方は、そういう時にいろんなことを考えて、きちっと整然と並んで給水を受けるなんていうこと

は難しいのかもしれませんが、やはりそういうような声もありましたので、そこもよろしくお願ひしたいと思ひます。

長時間にわたったので職員の方は大変だったかなと思ひますので、そういう気持ちが町民に伝わるような、相互に今回のことで自治会とご近所との関係とか、いろいろ学んだことが多くあったのではないかというふうに思ひますので、不足する分なんかを特に検討していただければ嬉しいかなと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ご指摘のとおり、一時期、役場前とか中央公民館前で大変混雑した状態がありまして、その中でコロナ対策という意味ではどうだったかというのは、このあたり検証する意味があるというか、今後の対策に生かしていきたいと思ひます。

あと、謝罪というか、お詫びにつきましては、また違う機会に、ちょっと一部、原因は本当にどうだったのかという検証が全て終わっていませんので、それも含めまして何らかの形でお知らせしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今の部分の関連的な部分になりますけども、情報の関係であります。情報の関係についてもいろんな仕方があると思うのですが、今言われたように篠原議員のほうからもチラシとかホームページとかいろいろな話がありました。特に、私が心配するのは、高齢者の方への対応なのです。特に、若い人はホームページとかいろんなことを使えるのですが、やっぱり高齢者の人については、なかなかそういったところが開けない、見るできないというのが実態だと思うのです。それで広報の仕方にもいろんな方法があると思うのですが、例えば、今津別の広報車がありますけども、幾ら大きな声を出してもスピーカーが小さいことによって十分届かないというのがあると思うのです。やはりそういったところで、前にもちょっと町長と話したこともあるのですが、スピーカーをもう少し大型のスピーカーに切り替えて、室内にいても聞こえるような、そういう方法もやっぱり検討していく必要があるのかなということの前々からちょっと考えていたので、今回はなかなか町として

も十分広報車を使ってかなりこまめに回ったとは思いますが、やっぱり感度の関係でなかなか室内まで届かないというのが現実だったと思います。そういったことも含めて今後検討していただきたいと思うのと、あともう一つ、これは使えるかどうかはわからないのですが、消防署のスピーカーがありますよね、鉄塔の上にサイレンを鳴らすところに、あれを昔はよく鉄塔で何か災害があった時に町のほうに流した経緯があるのだけでも、今それを使われているかどうかわかりませんが、あれを利用するというのも、非常に感度がいいものですから、かなり遠くまで聞き取れると思うのです。場合によっては、そういった活用というのも、広報車とあわせて検討する必要があるのかなと思うのですが、参考までにこのことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 高齢者の対応につきましては、居宅介護支援事業所や包括支援センター、あと障がいの部分の把握をしている方たちの所を回らせていただきました。そして回る中で、いろんな感想をいただく中では、やはりもう自治会の方が回っているとか、地区の民生委員さんが回っているとか、隣近所の方たちが声をかけてくれてわかったよということで、やはり役場だけではなく、そういう地域の皆さんの活躍があって、こういう対応ができるのかというのは今回実感したところです。

また高齢者の方では、後から訪問した時には、断水ぐらいで役場に電話してはいけないかなと思って電話をしなかったんだっていう声も聞こえました。ですから本当に、こういう場合の周知というのは丁寧にやっていかなければいけないし、町内に家族がいても、こういう休みの期間中にはいない場合もありますので、本当に家族が町内にいた場合も、そういうところの対応はきちっと丁寧に行わなければいけないというのは、今回の対応で気がつきましたので、本当に次回に向けてということで考えております。本当に役場職員だけでは回りきれない、地域の声や手助けがあつてのことだということは今回のことで感じましたので、次回に向けての対応は今後検討していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） スピーカーの関係なんですけど、徐々にスピーカーを乗せる車も増やしてきているんですけど、スピーカー自体は、それなりに聞こえるものを乗せてきています。ただ、少しでも動いていると、文書も部分的にしか聞こえないとか、今この時期ですので閉め切っていて聞こえにくいとか、家の気密の具合によってもいろいろあります。実際、時間もそれほどないです。そこそこに止まりながらというのなかなか難しいというのが現実でした。それで各自治会長に連絡して、なるべく自治会の中でも連絡できる場所についてはお願いをしていたところです。車によるスピーカーの広報については、どうしてもサブ的なものにしかならないのかなというふうに考えています。

消防のスピーカーについても、周りの本当に一部分にしか聞こえないということで、役場新庁舎を建てる設計の段階で、役場庁舎の上にそれなりのスピーカーをつけるということも考えたのですが、それに5,000万円から6,000万円掛かるということでしたので、それについても断念しているということです。今後、やはりそういった自治会の協力とあわせて、スピーカーももう一度聞こえにくいもの等も録音自体のレベルというのもあると思うのです。そういったものも普段から検証しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） わかりました。ただ、私もちょっと心配する部分で言わせてもらったのですが、やっぱり今回の断水の中で、何人かの方から電話があって、どうなんだろうと、何かあったのかいということで来たものだから、私も承知していなかったもので、そこはちょっと答えることができなかったんですけども、いろいろ調べたら、先ほど報告があったような状況なので、またその人に連絡をさせてもらったんですけども、ただやっぱり家の中で、どうしてもテレビを見たりなんかしていると、広報車の回っている部分はやっぱり聞き取れないというのを結構皆さん言っているんです。だから何とかそここのところを対応できるならしてほしいというのがあるものだから、さっきの福祉課のほうからもいろいろ自治会とかでいろいろ対応したということ、これは本当にそのとおりだと思っておりますから、ぜひこの後も続けていって

ただきたいなと思いますけども、そういった私が前段に言ったような部分がどうしてもあったものですから、その辺をどういうふうに解消するのかなという部分で、ぜひ参考にしていただければなということまで話をさせていただいたので、ぜひそれを含めて今後の対応の中で進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

答弁はいりません。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも、篠原議員さんと村田議員のお話がありました。広報車の部分については、やはり聞こえないという部分があるんですけども、何か言っているのはわかって、外に出てしっかり聞いていただくということもこれからぜひそうしていただきたいと思います。それなりに聞こえている方、それから外に出て聞いて、そして給水所に集まって来られている方がほとんどですので、全く聞こえていないということにはならないのだろうなというふうに思います。私もずっとついていたんですけども、広報については、やっぱり聞こえないという電話も入ってきたりもしていましたので、選挙演説みたいに1カ所にとまって、そこで一通りしゃべって、また次の所に行って、そういう流しつつも途中、途中で止まって話をするようにというように指示を出したりしていました。

消防の部分も使えるようであれば、これもやっぱりそれなりのある程度のところまで言葉が通じていくと思いますので、これは検討させていただきたいなというふうに思います。

また、今回の断水の中で、いろんなことがやっぱりわかってまいりまして、例えば高齢者にとっては、なかなか10キロの給水袋というのはかなり重たくて、一応、二つに制限してお渡ししたんですけども、自分も持ってみてわかったんですけども10キロの袋を二つ持つと、かなりのものですから、これはまた家に持って来て、抱えて使う時にまたよいしょとなるんですけども、半分の5キロとか、あるいは6キロの袋がありますので、こういったものも用意しておく必要があるというふうにも思ったところです。

また、津別で持っている給水車というのは水道のところにある1台ですので、10ト

ンの消防車はそこにまた給水してもらうために動いたりとか、それとか牛を飼っているところに給水車を持って行かなくてはなりませんので、そういう活動をさせてもらいました。たまたま今回は、相生、本岐、活汲については全部水が出ましたので、市街地の中でも別ルートで共和地区は出ておりましたので、大体それ以外の所、そこにやっぱり大変ご不便をかけて、給水を開始しても、下のほうからだんだん水が出るようになってきますので、結果的に豊永の4の上のほうだとか、2の上のほうだとか、柏町の上のほう、福井さんのお寺の周辺だとか旭町、こういう所は最後に圧が行くような格好になるので、その辺がどれぐらいの時間がかかるかというのが地域によって全然違ってきますので、それらも今回の中で、ここの地区に行くまではほぼ丸1日かかるか、そこまでかからないで行く所だというのは少し見えてきましたので、そうすると伝え方というのもその地域によって変わってくるのかなと思いますので、さまざまなことが、まだこれから検証していけばいろんなことが出るかと思いますが、チェックをしていきたいと思います。

今回、北見市と美幌町さんからの協力を得て給水車、北見からは2台、それから美幌からは1台出させていただきましたけれども、やはり急遽のお願いをしても北見市の給水車は今留辺蘂町にあるということがわかりまして、そこでまたタンクに詰めて向こうの用務が終わり次第駆けつけますということで、やっぱり直ちに來ていただけるという状況にはなかなかありませんけれども、すごく北見も美幌も反応は早くて、そして、できる限りの対応をしていただきました。美幌町さんも給水袋は持っている分、全部津別に渡しますということでいただいたりしていますので、本当に広域の中で大変ありがたいなと。今度相手がそうなったときは、こちらのほうも全力で支援をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今町長のほうから給水車の関係も話がありました。本当に高齢者の方に大変だという話も聞かされます。私は給水車から自宅まで運ぶ高齢者の方に、私は行政だけでは大変だと思うんです。自治会をやっぱり使うべきだと思うんです。特に、自治会というのは、災害に対する避難の関係で図形もつくられているし、

いろんな形をつくっています。そして自治会に要請して、自分たちの地域のことは自治会が1番よく知っています。やっぱりそういう人たちを利用して高齢者宅にその若い人たちが配布する、そういったところも私は行政として求めても僕はいいのではないかというふうに感じますので、ぜひその辺も含めて、今後もしこういうことがあった場合については、そういったところの活用も含めて検討していただければと思いますので、あえて言わせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 先程町長がおっしゃられていましたポリ袋なんですけども、ほかの町村では使うときにコック式のあるみたいなんです。ですから今後、使って補充する関係では、そういうのもあったら便利なのかなということで、一つお願いしたいと思います。

もう一つなんですけども、エアーがかんだりして、まだボイラーが動かないというようなことも聞くと電話を受けたりしているものですから、その辺の対応はどうか心配だったものですから、連絡はこういうふうにしたらいいよという、何か連絡とかそういうのがあればいいのかなということで、ちょっとその辺が気になったものですから、何かあればよろしくお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） まずは、このたび町民にご不便をおかけしましたことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

ポリ袋の件については、今回補充するものにつきまして、まだこれから具体的にどのようなものというふうには決めていないものですから、購入にあたっては、いろんな方向も含めて検討していこうかと思っています。

ボイラーの不調等につきましては、徐々に給水圧が上がっている状況かと思っています。こちらにつきましては、今しばらく様子を見ていただければ正常に作動してくるものもあるかと思っていますので、その上、各ご家庭のほうで判断していただきたいというの

がこちらの立場であります。申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、認定第1号 令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を審議の都合上、一括議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって日程第5、認定第1号 令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本件については、去る9月17日、第6回津別町議会定例会において、決算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告書が提出されましたので、本臨時会に付議するものです。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

渡邊委員長、登壇願います。

○委員長（渡邊直樹君）　〔登壇〕　ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

令和元年度の津別町一般会計ほか4特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、令和2年9月17日、第6回津別町議会定例会において、本件審査のため議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、以上6件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

当日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には小林教行議員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月19日に招集し、議場におきまして特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、そのほか附属資料については、事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。

また、各特別会計については、歳入歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました、認定第1号　令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号　令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君）　それでは、委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) したがって、討論は省略することに決定しました。
これから令和元年度津別町一般会計及び特別会計の決算認定について採決します。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
はじめに、認定第1号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。
次に、認定第2号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。
次に、認定第3号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。
次に、認定第4号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。
次に、認定第5号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。
次に、認定第6号を採決します。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって日程第 5、認定第 1 号 令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 10、認定第 6 号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 6 件については、認定することに決定しました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 67 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 12、議案第 68 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 11、議案第 67 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 12、議案第 68 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 67 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 67 号、第 68 号について一括してご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、令和 2 年 10 月 7 日の人事院勧告に基づき、一般職の期末手当と同様に議員及び特別職の期末手当の支給率を引き下げるものです。

説明資料 1 ページ、2 ページの新旧対照表をご覧ください。

今年度の人事院勧告にあわせ、議会議員の期末手当の支給率を年間 0.05 カ月分、6 月、12 月支給分をそれぞれ 0.025 カ月分引き下げ 2.225 カ月分とするものです。

なお附則で、令和 2 年度分は 12 月支給分から一括して 0.05 カ月分を引き下げて 2.2 カ月分の支給とするものです。

説明資料 3 ページをご覧ください。特別職の期末手当についても、議会議員の期末

手当と同様の率に改正するものです。

議案にお戻り願います。議案第 67 号、第 68 号について、ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、両条例とも公布の日から施行とするものであります。

以上、議案第 67 号、第 68 号の内容につきまして説明いたしましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 69 号 津別町職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 69 号についてご説明申し上げます。

説明資料 4 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 2 年度人事院勧告に伴う改正です。

改正内容については、期末手当について支給率を年間 0.05 カ月分、6 月、12 月支給分をそれぞれ 0.025 カ月分引き下げ、1.275 カ月分とし、附則のとおり令和 2 年度分については、12 月支給分から一括して 0.05 カ月分引き下げ、1.25 カ月分の支給とするものです。

なお、月例給については勧告されませんでした。

議案にお戻り願います。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については公布の日としております。

以上、議案第 69 号の内容につきまして説明いたしましたので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 70 号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 70 号についてご説明申し上げます。

説明資料 5 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 2 年度人事院勧告及び給与制度の整備に伴う改正です。

改正内容については、第 10 条において人事院勧告に伴い、給与条例から準用している読み替え規定を改正しております。

第 11 条においては、準用先と重複しているフルタイム職員の勤務 1 時間当たりの給与額の規定の削除、それから附則において給与表として準用している常勤職員の給与表が年度途中で改正となった場合でも会計年度任用職員においては、翌年度 4 月 1 日から適用する特例の追加です。

今回の人事院勧告では、月例給の勧告はありませんでしたが、来年度以降上がった場合、下がった場合いずれも対応できるように整備しているものです。

なお、会計年度任用職員の期末手当の率については、人事院勧告に基づかず、昨年度までの臨時職員の増給分の割合から決定しておりますので、今回の人事院勧告に伴う期末手当の減額に伴う率の引き下げは行いません。

議案にお戻り願います。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、公布の日としております。

以上、議案第 70 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいます

ようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 75 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 71 号 財産の取得について（津別小学校情報教材（タブレット））を議題とします。

佐藤議員は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（佐藤議員～退場）

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 71 号 財産の取得について内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、津別小学校の情報教材（タブレット）の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する財産の名称等としまして、津別小学校情報教材（タブレット）数量は101台。

2、納入場所は、津別町字幸町69番地1。

3、契約の方法につきましては、指名競争入札。

4、取得金額は948万5,740円、うち消費税及び地方消費税額86万2,340円です。

5、取得の相手先は、津別町字本町63番地、株式会社佐藤商行 代表取締役佐藤久哉であります。

説明資料の7ページをお開きください。

大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

仕様・内訳のところですがiPadの後ろ328GBとなっておりますが、32GBの誤りです。

大変申し訳ございません。

情報教材の仕様内容につきましては、記載のとおりとなっております。

納入場所につきましては、津別小学校。納入期限につきましては、令和3年3月31日となっております。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

佐藤議員の入場を求めます。

（佐藤議員～入場）

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 72 号 町道路線の廃止について及び日程第 17、議案第 73 号 町道路線の認定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16、議案 72 号 町道路線の廃止について及び日程第 17、議案第 73 号 町道路線の認定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 72 号から順次内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました議案第 72 号及び議案第 73 号につきまして一括して説明を申し上げます。

議案第 72 号ですが、町道 180 号線及び町道 181 号線を道路法第 10 条第 3 項の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

また、議案第 73 号は、町道 180 号線及び町道 181 号線を道路法第 8 条第 2 項の規定により町道の認定をお願いするものであります。

路線の詳細につきましては、説明資料の 8 ページをお開きください。

町道 180 号線につきましては、字緑町 9 番地 12、町道 122 号線との交点を起点とし、延長 104.0 メートルでございます。

町道 181 号線につきましては、字緑町 9 番地 23、町道 122 号線との交点を起点とし、延長 89.42 メートルでございますが、町道 181 号線改良舗装工事に伴い、町道 180 号線は延長 100.47 メートル。町道 181 号線は延長 152.58 メートルを認定するものであ

ります。

図面につきましては9ページをご覧ください。

廃止する路線については黒矢印、認定する路線を赤矢印で表しております。

町道 181 号線は、改良工事により町道 120 号線交点まで延び、町道 180 号線はその 181 号線との交点までと終点位置が変わるものであります。

以上、議案第 72 号及び議案第 73 号について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 01 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 2 年第 8 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 1 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員